

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十四号

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

奈良県警察手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

シニア運転者講習（運転免許に係る講習等に関する規則第二条第一項第一号の表	五千六百元（当該講習が認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合に	受講のとき。
--------------------------------------	-------------------------------------	--------

第九条の表十六の項中

を

シニア運転講習（認	シニア運	（	ものを除	基づいて	検査の結	）（認知	において同	以下この	る講習を	げる者に	は三の項	二の項若	項第二号	二の項又	項第一号	則第二条	等に関す	許に係る	講習（運	シニア運
-----------	------	---	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

は 同	の 表	第 一	る 規	講 習	転 免	転 者
					十 円	四 千 六 百 五
					き。	受 講 の と

項第二号の表 二の項に掲げ る者に対する 講習をいう。
あつては、 五千二百円

能検査の に基づい うものに

の表	しく	に掲	対す	いう。	表に	じ。	機能	果に	行う	く。	転者	知機	結果	て行	限る。												
											四千六百五	十円（当該	認知機能検	査の結果が	認知症のお	それがある	ことその他	の認知機能	が低下して	いるおそれ	があること	を示すもの	として道路	交通法施行	規則（昭和	三十五年総	理府令第六
											受講のと	き。															

に改める。

十号）で定め る基準に 該当するも のにあつて は、七千五 百五十円）	
--	--

第十条第二項の表一の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「七千四百円」を「七千五十円」に改め、同表二の項中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「三千六百五十円」を「四千五十円」に、「六千六百五十円」を「六千七百円」に改め、同

表三の項中

普通自動車免許に係る再試験	
千九百五十 円（法第百 条の二第二 項に規定す る普通自動 車の運転に ついて必要 な技能につ いて行う試	受験申請 のとき。

を

準中

		試験を公安委員 会が提供 する自動車 を使用して 受ける場合 にあつては、 二千八百五 十円）

型自動車免許に係る再試験	
二千円（法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する	受験申請のとき。

自動車免許に係る再試験	自動車を使用 用して受け る場合に あつては、四 千六百五十 円）	
	千九百五十 円（法第百 条の二第二 項に規定す る普通自動 車の運転に ついて必要 な技能につ いて行う試 験を公安委 員会が提供 する自動車 を使用して 受ける場合 にあつては、 二千八百五 十円）	受験申請 のとき。

に改め、同表十一の項中「又は

中型自動車免許」を「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二万三千四百五十円」を「二万三千百円」に改め、同表十三の項中「又は中型自動車免許」を「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「一万四千九百五十円」を「一万四千六百円」

大型自動

車免 自動 は準	講習 車免	自動 係る	講習 係る	講習 係る	講習 係る
講習一時間 について四 千五百円					
受講のと き。					

に改め、同表十五の項中

大型自動車免 許又は中型自 動車免許に係 る講習	講習一時間 について四 千六百五十 円	受講のと き。
-----------------------------------	------------------------------	------------

を

許、中型 車免許又 中型自動 許に係る (準中型 車免許に 講習にあ は、普通 車免許を ている者 するもの る。)	準中型自 免許に係 習(普通 車免許を ている者 するもの く。)
---	---

自動 受け に 対 に 限	自動車 講習一時間 について三 千四百円	除 に 対 受 け 自 動 車 講 習 一 時 間 に つ い て 三 千 四 百 円

に、

普通自動車免 許に係る講習	講習一時間 について二 千五十円	受講申込 みのとき。
------------------	------------------------	---------------

を

準中型自動車 免許に係る講 習	講習一時間 について二 千百五十円	受講申込 みのとき。
普通自動車免 許に係る講習	講習一時間 について二 千五十円	受講申込 みのとき。

に、

小型特殊自動 車免許以外の 第一種運転免 許又は第二種 運転免許を受 けている者に 対する講習	五千六百元 (当該講習 が法第九十 七条の二第 一項第三号 イ又は第百 一条の四第 二項の規定 により認知 機能検査の 結果に基づ いて行うも のである場 合にあって は、五千二
---	---

受
き

	百円)
小型特殊自動 車免許のみを 受けている者 に対する講習	二千二百五十 円
受 講 者	

小型特殊自動 車免許以外の 第一種運転免 許又は第二種 運転免許を受 けている者に 対する講習（ 法第九十七条 の二第一項第 三号イ、第百 一条の四第二 項又は第百一 条の七第四項 の規定により 認知機能検査 の結果に基づ いて行うもの を除く。）	四千六百五十 円	受講のと き。
小型特殊自動 車免許以外の 第一種運転免 許又は第二種 運転免許を受 けている者に 対する講習（ 法第九十七条 の二第一項第 三号イ、第百 一条の四第二 項又は第百一 条の七第四項 の規定により 認知機能検査 の結果に基づ いて行うもの を除く。）	四千六百五十 円	受講のと き。

許又は第二種 運転免許を受 けている者に 対する講習（ 法第九十七条 の二第一項第 三号イ又は第 百一条の四第 二項の規定に より認知機能 検査の結果に 基づいて行う ものに限る。 ）	査の結果が 認知症のお それがある ことその他 の認知機能 が低下して いるおそれ があること を示すもの として道路 交通法施行 規則で定め る基準に該 当するもの にあつては、 七千五百五 十円）	
講のと	小型特殊自動 車免許以外の 第一種運転免 許又は第二種 運転免許を受 けている者に 対する講習（ 法第一百一条の 七第四項の規 定により認知 機能検査の結 果に基づいて	受講のと き。

を

に改め、同条第三項の表一

	講のと。
--	------

行うものに限る。）	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ、第四百一条の四第二項又は第四百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	
二千円	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第四百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果を示すも	該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能低下しているおそれがあることを示すも
受講のとき。	受講のとき。	

に基づいて行うものに限る。）	のとして道路交通法施行規則で定める基準に該当するものにあつては、四千三百円）	
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	二千四百円	受講のとき。

」

の項から六の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の備考一中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二千八百円」を「二千四百五十円」に改め、同表の備考二中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の備考一中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の備考一中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二千八百五十円」を「二千五百円」に改め、同表の備考二中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

（経過措置）

2 次の各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。）附則第二条第二号に規定する限定が解除された者を除く。）に対するこの条例による改正後の奈良県警察手数料条例（以下「新条例」という。）第十条第二項の規定の適用については、同項の表三の項中「二千円」とあるのは「千九百五十円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）による改正前の法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「四千六百五十円」とあるのは「二千八百五十円」と、同表十五の項中「二千五百五十円」とあるのは「二千五十円」とする。

一 改正法附則第二条の規定により準中型自動車免許とみなされる改正法による改正前の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十四条第三項の普通自動車免許を受けている者

二 改正法附則第五条の規定により準中型自動車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型自動車免許を受けている者

3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十八年内閣府令第四十九号）附則第十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる講習及び運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十八年国家公安委員会規則第十六号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる基準に適合する講習に係る講習手数料については、新条例第九条及び第十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。